

選舉關係訴訟

田上 穰 治

選舉關係訴訟は、公職選舉法第十五章に定める選舉訴訟及び當選訴訟である。これについては舊憲法の下で、美濃部博士の著書、「選舉爭訟及當選爭訟の研究」があるが、その他にはそれが民衆訴訟として行政事件訴訟の中でも特色について、論じたものは少い。けれども公職選舉法の規定の解釋が必ずしも明かでなく、又これに關する判例の中にも疑わしいものがある。以下にこの種の訴訟に關する問題點を指摘してみよう。

一

公選法第二一九條は選舉關係訴訟について、行政事件訴訟特例法の適用を認めるが、ここで行特法中の抗告訴訟に固有な規定をはずしている。もつとも正確にいえば、行特法の中で選舉關係訴訟がかぶる規定を列舉しているのである。つて、はずされる規定を列舉するのではないから、果して抗告訴訟の規定がすべて適用されないか否かは、疑の餘地がある。例えば、民訴の假處分の規定の排除に關する行特法第一〇條第七項は、元來抗告訴訟の規定とみることができ、これが選舉關係訴訟に適用されることは、抗告訴訟に關するその他の規定を類推できるようにみえる。けれども主として民衆訴訟の性質により、一般の抗告訴訟と區別されるのであつて、行政事件としていわゆる公法上の權利關

係の訴訟に共通な規定(行特法八條九條一二條)のみが適用され、抗告訴訟に固有な規定は、はずされるものと解する。

(1) 名古屋高等(二五年七月二二日)は、参議院全國選出議員の選舉訴訟について行特法第四條の專屬管轄を認め、東京高等に移送すべきものと決定したが、この規定が右のように適用されないとすると、開票區における投票の效力の争等について應訴管轄が認められることになる。次に公選法に定める出訴期間について行特法第五條第二項が適用されないとすると、不變期間でないことになる。けれども同條第五項によれば、行政事件について特別の出訴期間が規定される場合でも、それが不變期間たることは當然であるから、公選法においても類推さるべく、又法定期間を徒過した後に宥恕すべき事由があるとき争訟を受理できる制度(地方自治法二五條六條訴訟法八條)が公選法ではずされていることは(二條)、速かに選舉の結果を確定する公益の必要によるもので、このことも出訴期間を不變期間と解する論據である。被告の變更に關する行特法第七條が適用されない結果、國會議員の選舉訴訟又は當選訴訟において選舉管理委員會又は中央選舉管理會を被告としたとき、これをその委員長に變更することができないようにみえるが、委員長は委員會を代表する者で、行特法第二條等にいわゆる行政廳としては委員會も委員長も同じであるから、被告の變更の場合でない。舊憲法の下では地方議會議員の選舉訴訟は府縣参事會を被告とし、衆議院議員の選舉訴訟は選舉長を被告としたのであつて、その後地方自治法では選舉管理委員會を被告とし、國會議員の選舉訴訟は選舉長を被告とすることになつたが、公選法に統一された後は、後者も委員會を被告とすべきであつた。なお行特法第一〇條の適用がない結果、選舉訴訟の原告は執行停止の決定を申立てることができない。これは當選人が議員として權能を行うことが阻止されると、當然に公の政治に重大な支障を生ずることが考えられるからで、假りに行特法の適用を認めても、内閣總理大臣による異議權の行

使を免れないであろう。

(2) 選舉關係訴訟が抗告訴訟でないか否かは暫くおき、少くとも公法關係の事件であるから、行特法第八條第九條及び第一二條が適用されることは、自明の理である。地方自治法第二四三條の二の訴について、法律が行特法の適用を明示しないのに拘わらず、それが民衆訴訟として職權審理の要求を含むことから、最高裁判所が行政事件として扱つたことは(則三八年規)正しい。従つて公選法第二一九條が行特法中の抗告訴訟に固有な規定を排除するものと解しなければ、殆んど無意味なものといえる。まず行特法第八條による強制参加は、地方議會議員等の當選訴訟において判決により當選を失う虞ある當選人を、職權により参加させるが如し。行特法第九條は職權で證據調をすることを認めるが、これは不告不理の原則(民訴一八六條)に反するものではない。例えば、當選訴訟が選舉會における當選人の決定を、その機關又は手續の違法を理由として争うとき、個々の當選人の被選舉權の有無を審査し、或は當選人の決定をその實質について争うとき、當事者の申立てない投票の效力、若しくは當事者の申立てない當選人の當選の效力を審査することは、いずれも不告不理の原則に反する。ただ例外として、當選訴訟において選舉の無効を判決することを認められるから(公選法三〇九條)、當選訴訟の原告は選舉の無効を主張できないのに拘わらず、裁判所は職權によつて無効原因につき證據調をすることができるとする。

二

選舉關係訴訟が民衆訴訟であることは、一般に選舉人及び公職の候補者が原告としての當事者適格性をもつことに

よる（公選法二〇三條三）。この場合に候補者と區別される結果、いわゆる選舉人は當該選舉區の選舉人に限るものと解されるが（美濃部、前掲一〇五頁）、それは争訟提起の當時に選舉人たるを以て足るのである。

第一に、選舉關係訴訟は原則として、違法な選舉により原告の權利が侵害されたことを要しないから、選舉當時に選舉人たることを要せず、又争訟提起の當時に選舉人でなければ、選舉による公の機關の構成について違法の矯正を求めるにつき正當な利益がある者といえない。

第二に、原告の選舉權は訴訟維持の要件のようにみえるが、訴訟係屬中に選舉權の喪失のとき民訴法第二一二條を適用することができないから、訴訟手續は中断しない。原告が死亡したときは、選舉權が一身專屬權であるため、訴訟は當然消滅するとも考えられるが、同じ選舉の效力について異議ある選舉人で、既に他の選舉人が争訟を提起したために、自らは重複して争訟を提起しなかつた者は、争訟提起の法定期間による制限と訴願前置主義の結果、前訴訟の消滅後に改めて争訟を提起することができず、このことは民衆訴訟が原告の權利保護を目的とするものでないため、著しく不合理である。美濃部博士は原告が死亡したときにも、そのまま訴訟手續を續行すべく、死亡者の代理人の訴訟行為も有効であるとして、民衆訴訟の特色を強調されたが（前掲一、二頁）、後に説を改められたように（選舉法詳説、この場合は死亡により訴訟手續が中断し、他の選舉權者が受け繼ぐことができるものと解する（民訴三、〇八條））。なお立法論として、選舉關係訴訟には、訴の取下を制限する要がある。

次に民衆争訟の結果、各審級における當事者が同一人たるを要せず、異議申立人、訴願人及び訴訟の原告はそれぞれ異なる場合でも事件の同一性を妨げない。なお國會議員の當選訴訟は當選を失つた者に限つてこれを提起する主觀的

訴訟であつて(公選法二八條)、民衆訴訟でないから、原告が死亡のときのみならず、原告が被選舉權を喪失したときも、請求を棄却しなければならぬ。

三

選舉手續において、選舉人名簿の記載内容、選舉管理機關による選舉の管理執行、當選人の決定に關する三種の民衆爭訟を認めたことは、一方において廣く民衆をして徹底的にこれらの違法を争わしめ、その違法を矯正する必要があると共に、他方において選舉の效力を速かに確定する公益の必要があることを示す。蓋し選舉は多數の選舉人の集合的行爲の全體であつて、これを取消し再選舉を行わせることは管理機關及び選舉人に著しい負擔を課することになるから、比例原則によつて取消原因及び無効原因を制限する必要がある、又選舉された機關の地位を長期間不確定ならしめることは、本來はその行の行政作用の效力を不安定ならしめるもので、選舉又は當選無効の裁判が適及效をもたない規定(地方自治法一二八條一四四條)は、やむを得ない措置として短期間に限るべきだからである。

(1) 通常の手續では、前行の行爲の違法性が後の行爲に承繼されるが、選舉手續における三種の民衆訴訟は、互にその請求原因を異にする。

第一に、選舉人名簿の修正に關する争訟は、選舉人が名簿の脱漏又は誤載を争うものであるから(公選法二三條)、名簿を法定期間縦覧に供さなかつたための、手續の欠缺による無効が、選舉訴訟の原因となり、縦覧期間後に正式の手續によらずして名簿を修正した結果生ずる無効投票が、當選訴訟の原因となるように、名簿調製の權限・手續又は形式を争

うことは格別、名簿の實質は専ら名簿修正に關する争訟の原因たるに止まる。縦覧期間後の名簿の修正が當選訴訟の原因たるのは、必ずしも修正による無權利者の誤載ではなく、有權者を登載した場合でも手續の欠缺によつて無効投票を生ずるのである。

第二に、選舉争訟は、選舉管理委員會・選舉會その他の管理機關が選舉の管理執行に關する規定に違反し、かつ選舉の結果に異動を及ぼす虞ある場合に限つて、理由がある（公選法三〇五條）。これに對して當選争訟は、選舉の結果としての當選人の決定を争うものであるから、兩者は不可分の關係にたつ。選舉争訟が理由あるときは、常に當選人の決定が覆えるのであるから、當選争訟としても理由があることになり、當選争訟が選舉會又は選舉管理委員會における當選人の決定の手續を争う場合には、選舉の管理執行の手續を争うものとして、選舉争訟が提起される場合とも考えられる。けれども公選法が當選争訟において、特に選舉争訟の理由ある場合に該當するとき、選舉の無効を裁判しなければならないと規定したことは（二〇九條）、兩種の争訟が互に請求の原因を異にすることのほか、選舉の無効は當然にすべての當選を無効ならしめるのに反して、當選の無効は選舉を無効ならしめないことを示す。従つて選舉争訟は、特定の選舉區又は投票區における選舉の全體の效力を争うものであり、當選争訟は、當選人決定について全部又は一部の當選人の當選の效力のみを争うものと解しなければならぬ。いいかえれば既判力の範圍について區別される。

當選争訟には、二種がある。第一に、當選人又は落選人の一身上の資格を争ひ、或は投票の效力又は得票數を争う場合は、いずれも特定の當選人の當選の效力に關するもので、裁判所は争われない當選人の當選の效力を審査し判決することができない。重複立候補の禁止、公務員の立候補の制限等に違反することは、選舉手續の違法とみることも

できるようであり、選挙長が候補者の資格について實質的審査権をもたないことを理由として（公選法八六條）當然に選挙手續を適法と解することはできないが、少くともこれらの違反が投票の無効原因であり、特定の当選人の当選の效力を失わしめるに過ぎないから、当選争訟の理由たるべきものである。第二に、選挙會における当選人決定の手續を争う争訟は、すべての当選人の当選を無効ならしめることで選挙争訟と似ているが、判決の既判力は特定の選挙會における決定を無効ならしめるに止まるから、請求容認の場合でも再選挙の必要なく、改めて正當な手續により選挙會を開いて当選人を決定するのである。歸屬不明の無効投票があり当選の結果に異動を及ぼす虞ある場合の争訟は、秘密投票制の結果、落選となる可能性ある当選人の当選がすべて效力を失うのみならず、繰上補充ができないため再選挙の必要あることで選挙争訟と似ているが、公職選挙法の改正により、各開票區において各候補者の得票數からその開票區における潜在無効投票數を各候補者の得票數に應じて按分して得た數をそれぞれ控除することになつたから（公選法二〇九條、公選法二一〇條）控除の結果、法定得票數に達しない当選人が落選するに止まることになつた。けれども違法に投票を拒否された者があり、又は事務従事者の過失により投票された票が紛失したとき、当選の結果に異動を及ぼす虞ある場合の争訟には、特別の規定がないから、その數を次點者の有効得票數に加えたとき落選の可能性を生ずる当選人の当選を無効とすべく、この場合が当選争訟に屬するのはいうまでもない（美濃部、前掲八三頁）。

選挙争訟は、選挙管理の任にある行政機關が選挙の規定に違反する場合に提起されるのを原則とし、議員候補者その他の当選運動の規定に違反し、投票者が投票の規定に違反する場合を含まず、当選争訟は、選挙會における決定の手續又は内容を争うのが原則である。けれども違反行為の主體によつて兩種の争訟を區別することは、必ずしも當を

得ない。例えば、無投票で選挙會が當選人を決定したことを争うのが、必ずしも當選争訟ではなく、もし投票を行うべくして行わなかつたことによる違法を主張するならば、選挙争訟にほかならず（最高三三一年一月一七判決）、しかも投票を行わないことについて選挙長に實質的審査権があるから（公選法一〇條）、選挙手續の違法を認めなければならぬ。當選争訟においても、選挙管理委員會が當選證書の返還を命ずる處分、或は選挙會で當選と決定した者を當選辭退とみなし當選人がなくなつたとする告示を争うことができる。

このように、兩種の争訟の區別は比較的に困難であるから、異議申立書・訴願書又は訴狀は、名義に拘わらず請求の原因によつていずれに屬するかを判斷しなければならぬ。訴願書の表題に、選挙の效力に關する訴願と明記しながら、内容において選挙並びに當選の效力に關する事項を混記しているときは、當選争訟を豫備的請求として取扱うことができる。なお當選争訟で選挙無効の裁判ができるのは、當選争訟として理由ある場合であることを前提とするのであつて、當選争訟で専ら選挙の無効を主張するときは、請求を棄却しなければならぬ（最高二四三年三月一九日判決）。

(2) 選挙に關する争訟は、専ら公選法による選挙關係争訟たることを要し、通常の抗告訴訟は許されないものと解する。例えば、村長選挙期日の告示が、村長の缺けた旨の通知を受ける前になされたこと、又は村選挙管理委員會から縣選挙管理委員會に届出て同時選挙とすべきか否かの決定を受けなかつたことを理由として（公選法一二條）、この告示の取消を請求することはできない（甲府地方二六一年一月九日判決）。蓋し抗告訴訟を認めるときは、選挙期日の告示が取消されて、選挙は當然に無効となるが、このように選挙争訟が抗告訴訟の判決に拘束されることは、公選法の精神に反する。落選者の權利のために抗告訴訟を認めることは、憲法が基本的人權を尊重することに適するようであるが、それは公選法にお

ける異議申立、訴願等を回避することになるほか、特別な出訴期間の規定により速かに争訟を處理すること（公選法二）に反する。又一般選舉人の權利の保護は、選舉の結果に異動を生じない限り、争訟提起の理由とならないのであつて、これは訴權が公共の福祉のために制限されることを意味する。

(3) 當選の承諾の届出後に公職追放處分の通知を受理した場合のように、議員となつた後の被選舉權の喪失は、専ら資格争訟によるべきであるが（最高二四年四）（月七日判決）、議員が當選の當時において當選人たる資格なしとする主張は、當選争訟と資格争訟のいずれでも認められる。これに反して、當選人の決定の手續を争ひ、又は投票の效力を争ふことは、専ら當選争訟によらなければならぬ。當選の效力は當選の告示の日に生ずるから（公選法一）（〇二條）、この日以後において國鐵監理委員會の委員が委員の職を辭しないために、當選を失つたことを主張するのは、議員の資格争訟においてできるのみならず、當選の效力の法定解除條件の成就に關する争であるから、當選争訟によることもできる。けれども當選争訟と資格争訟はその目的が同じでなく、一旦有効に當選した後に議員の資格を失つた場合は、選舉期日から三箇月以内にその事由を生じたときのほかは、原則として補缺選舉を行わなければならないのに反して（公選法一）（二二條）、當選争訟の場合には繰上補充ができる。従つて當選争訟は、争われている當選人が死亡し又は議員の職を辭したときも、その目的が消滅せず、當然に棄却さるべきではない。

(4) 選舉を行うべき事由が存在しないときは、選舉争訟で争うことができるのはいうまでもないが、かかる事由の存否は當該選舉に關する争訟とは別に、争うことができる。この争訟は通常の取消請求若しくは無効確認請求のことがあり、又は選舉關係争訟のことがある。けれども再選舉又は補缺選舉は、選舉争訟又は當選争訟の提起に關する法定

期間及びこれらの争訟の係属中は行うことができないから（公選法三四條）、前行の選挙に關する争訟と後の選挙に關しては問題なく、もしこれに違反して再選挙等が行われるときは選挙争訟で争うことができる。これに反して選挙を行うべき事由が通常の取消請求又は無効確認の訴で争われるとき、選挙を行うことができるのは明かであつて、むしろこの場合には選挙が行われることによりこれらの訴訟が棄却されるか否か、又選挙が行われた後はこれらの訴を提起することができないかが問題となる。

山梨縣芦川村では解散後に初めて招集された議會で、村長不信任の議決があつたものと認め、村選挙管理委員會が村長選挙期日の告示をしたのに對し、村長は不信任の議決がなかつたことを主張して、告示の無効確認の訴を提起した。甲府地方裁判所はこれを適法な訴として受理したが（二六_年二_月九_日）、東京高等裁判所は選挙争訟によるべきものとしてこれを却下した（二六_年七_月九_日）。けれどもこの場合にも村長は、村議會を被告として不信任議決の無効確認の訴を提起することができるのであつて、この訴訟と選挙争訟の關係が問題となる。同様の問題は、地方議會が不信任の議決をしないうのに拘わらず、長が議會を解散して一般選挙を行うとき、議會の議員が長を被告として解散の無効確認の訴を提起した場合にも生ずる。又選挙以前に争訟が提起される場合としては、前村長に關する解職投票の效力について訴訟の係属中に、新村長の選挙を行う場合、議員の除名に對する抗告訴訟の係属中に、選挙會が繰上げ當選人を決定した場合等がある。更に地方自治法の直接請求についても同様の問題が豫想される。すなわち署名簿の署名の效力について異議があるときは、一種の民衆争訟が許されるが、異議の決定があると選挙管理委員會から直ちに署名簿が請求の代表者に送付されるから、異議の決定に對する裁決若しくは判決が確定する以前に、解職又は解散の投票を行う場合が

生ずる^(地方自治法七四條の二)。この裁決若しくは判決によつて有効署名の總數が法定數に達しなくなつたときは、解職等の投票は無効であつて、選挙争訟の規定が準用されるのであるが、署名簿の判決の確定が遅延して解職投票に對する異議申立の期間を経過した後のことも考えられる。

これらの問題について、第一に、選挙を行うべき事由が當然に無効であるときは、その無効確認の訴を提起することができ、それは遅くとも選挙争訟の提起の法定期間を経過する前であればならぬ。蓋しこの場合の原告は選挙争訟を提起し、その理由において選挙を行うべき事由の無効を主張できるからである。後述するように公選法では無効確認請求についても法定期間内に争訟を提起すべきことを認めるのであつて、もしも通常の無効確認の訴がこの法定期間の經過後に提起できるとすれば、事件の速かな處理を期待する公選法の原理が否定されることになる。次にこの時期的制約の下に訴が提起され、無効確認の判決があつたときは、この判決は選挙管理委員會及び選挙會を拘束するから^(行特法一二條)、選挙は當然に無効であつて、選挙争訟を提起することを要しない。

第二に、選挙を行うべき事由が違法であつて取消し得べきときは、第一と同様に抗告訴訟を提起する時期について制限があるほか、選挙の執行によつて行特法第一一條の比例原則により請求が棄却される場合が豫想される。それは特に、選挙期日の告示以後に抗告訴訟を提起する場合に著しい。例えば、地方自治法第一四六條によつて罷免された知事が抗告訴訟を提起し、執行停止の決定を申立てたのに拘わらず、裁判所がこれを却下し、新たな知事が選挙されたときは、事情判決によつて請求が棄却される處があり、この場合には罷免を不當とする訴訟により、罷免の効果として失つた資格の回復を求めるほかはない。

(5) 選舉關係訴訟では、選舉又は當選の取消請求のみならず、無効確認請求を含むものと解する。例えば、選舉長が特定の候補者を告示せずして執行した選舉(公選法八六條)であつても當然に無効ではなく、選舉爭訟を提起することを要する。いいかえれば選舉が公選法の定める選舉爭訟によらずして當然に無効となる場合は、(4)に述べた場合に限る。福岡高等裁判所は、當選人が公職追放覺書該當者であることを理由とする當選訴訟は、當選が當然に無効なことの確認を求めるものであるから、出訴期間の制限を受けないとしているが(二五八年八月三〇日)、これは占領期間中のポ政令に關する事件であつて、一般には法定の爭訟提起期間内でなければ不適法である。もし反對に解して公選法によらない選舉無効確認の訴を認めるならば、その確定判決には地方自治法第一二八條が適用されないから、當選の時に遡つて議員の職を失わしめることになり、公共の福祉に重大な支障を生ずるのである。

従つて一般に選舉關係爭訟は取消請求であり、形成爭訟とみることができる。そこで訴訟の目的又は既判力の範圍を検討してみよう。

第一に、選舉爭訟は選舉の效力を失わしめ、再選舉を行わしめるものであるから、請求の原因は單なる選舉の違法性であつて、その違法の理由が選舉を行うべき事由の認定に關する違法であるか、或は選舉人名簿の調製に關する違法であるか等は、攻撃方法又は豫備的な防禦方法の相違に過ぎない。従つてこのような理由の變更は訴の變更でないから、爭訟提起の法定期間内たることを要せず、又異議申立又は訴願において争わなかつた違法性を訴訟で主張することができる。

第二に、當選爭訟は必ずしも當選人の全部の當選の效力を争うものでないから、當選人甲乙の中、甲の當選に對す

る争訟と乙の當選に對する争訟は互に目的を異にし、従つて甲の當選争訟において乙の當選の無効を主張することは、訴の變更を要するようみえる。けれども甲に對する當選争訟で、まずその被選舉權がないことを主張し、後にその得票數の計算の誤を追加主張することは、訴の變更でなく、しかも得票數の計算を争う場合には當選に異動を生ずる虞ある當選人の範圍を、豫じめ限定することができないことがあり、この場合には、當初争わなかつた當選人の當選を、後に争うについて、訴の變更を要しないものと解する。從來の行政裁判所の判例が、ある一人の當選の効力が争となれば、他のすべての當選人の當選の効力も必然に不確定となり、裁判所は職權を以てその全部につき審理できるものとしていることは、右のように各當選人の當選決定が不可分の關係ある限りに於いて正しい。けれども甲の當選を争う争訟において、乙の被選舉權の有無を審査することは、行政事件における職權調査の範圍を超えるものであり、原告が乙の被選舉權を争うには、新たに異議の申立をしなければならぬ。又甲の有効投票數の計算を争う争訟では甲のすべての得票を職權によつて審査することができるのは、いうまでもないが、甲の當選の効力とは關係のない乙の得票まで合せて審査することは、不告不理の原則に反する。この意味で、右の判例が誤であることは、夙に私が判例評釋で指摘したところであり、美濃部博士も特に主張されている（國家學會雜誌四（五）卷三號四號）。なお國會議員の當選訴訟にあつては、その目的が被告の當選を失わしめ、原告を當選人とするにあるから、得票數の計算を理由とするときでも、新に他の當選人の當選を争ひ、これを共同の被告とすることは、訴の變更となる。

(6) 選舉會による當選人の決定は、選舉管理委員會の決定と異り、一般に争訟の審級を構成しないが、裁判のように不可變更力がある。選舉會はこの決定を職權で取消することができない（最高三三三（一）月一四日判決）。又市町村選舉管理委員會が選舉

會の當選人の決定を無効とすることは、異議の申立があつた場合に限る(最高二六年一二)。
(月一四日判決)

四

一般の行政事件訴訟と共通な問題として、なお次のようなものがある。

(1) 當選人の決定がなされないときに、當選争訟を提起できないことは、恰かも選舉を行うべきときに選舉管理委員會が選舉期日を告示しないとき、選舉を執行せしめる給付訴訟を提起できないことと同様である。例えば、上述のように兼職禁止の職にある當選人が當選告知の日から五日以内に辭職しないため、當選を失つたとき、改めて選舉會を開いて補充當選人を定めなければ、當初の選舉會の決定又は選舉管理委員會による當選證書の付與に對して當選争訟を提起することができる。これに反して、當選人の當選が無効となり、選舉會を開いて次點者より繰上當選人を定むべき場合に、これをしないとときは、當選争訟は給付争訟の性質をもつから不適法であつて、再選舉を行つたときに選舉争訟を提起するほかはない。同様に、得票數の計算を違法として或る當選人に對する當選争訟が提起されたとき、次點者の死亡によつて結局その者が繰上げ當選人に定めらるべき場合にも、争訟の目的が消滅したものではない。蓋し繰上當選人を定めるのは選舉會の權限であつて、この場合に裁判所が請求を棄却すると、選舉會に代つて行政上の決定を行うことになり、司法權が行政權の獨立を侵かすからである。

けれども當選人の決定は、行政廳の裁量を伴わない羈束行爲のことがあり、例えば、得票數の算定に誤があつて、當選人甲が當選を失ひ、次點者乙が當選人たるものとする當選争訟では、甲の當選を失うことと乙が當選人たること

（最高二四年八月九日判決）。

（東京高等二七年四月一日判決、反對、瀋陽）

(公選法二)
一三條。